

熊本県山村振興基本方針

平成28年3月

熊本県

目 次

	頁
I 地域の概況	
1 振興山村の概要	1
2 自然的条件	2
3 社会的及び経済的条件	3
II 現状と課題	
1 山村振興対策の実施状況と評価	6
2 山村振興の現状と評価、今後の課題	7
III 振興の基本方針及び振興施策	
1 振興の基本方針	8
2 基本目標	8
3 各分野別事項	8
① 交通施策に関する基本的事項	8
② 情報通信施策に関する基本的事項	9
③ 産業基盤施策に関する基本的事項	9
④ 経営近代化施策に関する基本的事項	10
⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	11
⑥ 文教施策に関する基本的事項	11
⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項	12
⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項	13
⑨ 集落整備施策に関する基本的事項	14
⑩ 国土保全施策に関する基本的事項	14
⑪ 交流施策に関する基本的事項	15
⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	16
⑬ 担い手施策に関する基本的事項	16
⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	17
⑮ その他施策	17
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	19
○熊本県振興山村位置図	20

山村振興基本方針書

都道府県名	熊本県
作成年度	平成 27 年度

本基本方針は、山村振興法の基本理念や目的を実現するため、山村振興法第 7 条の 2 の規定に基づき本県が取り組むべき山村振興対策の大綱として定めるものであり、市町村が具体的な実施計画となる山村振興計画を策定する際の指針となるものである。

I 地域の概況

1 振興山村の概要

山村地域は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、一般的に産業基盤及び生活水準の整備等について他の地域に比較して低位にあるため、山村地域における経済力の培養と住民福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和 40 年に山村振興法が 10 年間の時限立法として制定された。その後、昭和 50 年、昭和 60 年、平成 7 年、平成 17 年、平成 27 年の 5 回にわたり、内容を充実させながら、法延長がなされているところである。

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全 45 市町村のうち約半数の 24 市町村（43 地域）となっている。

表－1 本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	45	24	53.3%
面積	7,404.73k m ²	2,498.35k m ²	33.7%
人口	1,817,426 人	62,292 人	3.4%
若年者比率(15～29 歳)	14.9%	10.4%	—
高齢者比率(65 歳以上)	25.5%	35.2%	—

(注)・市町村数は、平成 27 年 4 月 1 日現在。面積は、全県が平成 22 年国勢調査、振興山村が平成 13 年山村カード。人口は、平成 22 年国勢調査。

表－2 本県の振興山村の指定状況

区域				指定番号	指定年度
郡名	市町村名	(合併前市町村名)	旧市町村名		
	H27.4.1	H11.3.31	S25.2.1		
	八代市	坂本村 東陽村	下松求麻村、百済来村 河俣村	第 897 号 第 1,144 号	45 46

		泉村 ○	下岳村、栗木村、椎原村、葉木村、柿迫村、久連子村、仁田尾村、樅木村	第 669 号	44
菊池郡 阿蘇郡	水俣市		久木野村	第 1,139 号	46
	天草市	本渡市	栢宇土村	第 1,224 号	55
		牛深市	二浦村	第 1,225 号	55
		天草町	福連木村、下田村	第 1,227 号	55
	山鹿市	鹿北町	岳間村	第 1,141 号	46
		菊鹿町	内田村	第 305 号	42
	菊池市	菊池市	龍門村	第 1,140 号	46
	上天草市	(松島町)	教良木河内村	第 1,226 号	55
	阿蘇市	一の宮町	古城村、中通村	第 1,142 号	46
	大津町		瀬田村	第 895 号	45
上益城郡	南小国町○		南小国村	第 165 号	41
	小国町○		小国町	第 68 号	40
	産山村 ○		産山村	第 471 号	43
	高森町		草部村	第 306 号	42
	南阿蘇村	久木野村○	久木野村	第 896 号	45
	西原村		河原村	第 668 号	44
	甲佐町		宮内村	第 1,143 号	46
	山都町	矢部町	白糸村	第 472 号	43
		清和村	小峰村	第 69 号	40
	葦北町	葦北町	大野村、吉尾村	第 473 号	43
葦北郡 球磨郡	多良木町		久米村	第 671 号	44
	水上村 ○		水上村	第 670 号	44
	相良村		四浦村	第 899 号	45
	五木村 ○		五木村	第 474 号	43
	山江村 ○		山江村	第 672 号	44
	球磨村 ○		渡村、一勝地村、神瀬村	第 166 号	41
	あさぎり町	(上村○)	上村	第 898 号	45

・「市町村名」欄の「○」は、市町村全域が振興山村であることを示す。

・「合併前市町村名」欄について、裸書は平成 16 年 4 月 1 日より後の合併を、() 書きは平成 11 年 3 月 31 日～平成 16 年 4 月 1 日の間の合併を示す。

2 自然的条件

(1) 地理、地勢

本県は、九州の中央部に位置し、北は福岡県、南は鹿児島県、東は宮崎県、北東は大分県に接し、西は有明海・八代海に面し、総面積は 7,404.73 km² である。

地形は、宮崎県との県境に九州山地が縦走し、北部には阿蘇外輪山部があり、本県の振興山村は、これら地域に多く位置している。

本県の振興山村市町村は 24 市町村（平成 27 年時点）であり、このうち振興山村（昭和 25 年 2 月の市町村数で 43）の面積は、2,498.35 km²（全県面積の 33.7 割）となっている。

（2）気候

本県の気候は、地理的に内陸、西海、山地と三つの型に大別される。

内陸型の熊本・八代平野は年平均気温 15～16℃、年降水量はやや少なく 1,800 ミリ前後である。

西海型の天草・芦北地方は寒暖の差が小さく、年平均気温 16～17℃、冬場も 6～8℃以上と暖かく、年降水量は 1,800～2,000 ミリ程度である。

山地型の阿蘇・球磨にかけては年平均気温 15℃以下と低く、1 月の平均気温は 5℃以下。年降水量は 2,000 ミリ以上と多く、阿蘇山では 3,000 ミリを超えることもある。

3 社会的及び経済的条件

（1）人口の動向

振興山村の人口（H22）は、62,292 人と全県の 3.4 割を占めているが、昭和 50 年と比較して 35.7 割減少している。

年齢構成でみると、14 歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより減少しており、平成 22 年では 11.1 割となっている。また、65 歳以上の高齢者数の割合は年々増加し、平成 22 年には 35.2 割となっており、県全体を上回る勢いで高齢化が進行している。

表－3 人口の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年
振興山村 (対前回比)	96,878	92,259 -4.8%	88,364 -4.2%	85,507 -3.2%	78,795 -7.8%
全 県 (対前回比)	1,715,273	1,790,327 4.4%	1,837,747 2.6%	1,840,326 0.1%	1,859,793 1.1%

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	人口増減率	H22/S50
振興山村 (対前回比)	73,200 -7.1%	68,906 -5.9%	62,292 -9.6%	振興山村	-35.7%
全 県 (対前回比)	1,859,344 0.0%	1,842,233 -0.9%	1,817,426 -1.3%	全 県	6.0%

表－４ 年齢階層別人口の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

年度	振興山村					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65 以上
H7 年 (構成比)	77,139	12,780 16.6%	9,246 12.0%	13,785 17.9%	22,223 28.8%	19,105 24.8%
H12 年 (構成比)	73,630	10,620 14.4%	8,610 11.7%	11,131 15.1%	21,179 28.8%	22,090 30.0%
H17 年 (構成比)	68,906	8,743 12.7%	8,081 11.7%	9,034 13.1%	19,893 28.9%	23,155 33.6%
H22 年 (構成比)	62,292	6,900 11.1%	6,479 10.4%	7,773 12.5%	19,204 30.8%	21,936 35.2%

年度	県全体					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65 以上
H7 年 (構成比)	1,859,793	321,462 17.3%	340,742 18.3%	367,510 19.8%	488,227 26.3%	340,924 18.3%
H12 年 (構成比)	1,859,344	288,654 15.5%	338,251 18.2%	334,531 18.0%	501,008 26.9%	396,020 21.3%
H17 年 (構成比)	1,842,233	264,013 14.3%	307,895 16.7%	324,928 17.6%	506,302 27.5%	437,244 23.7%
H22 年 (構成比)	1,817,426	249,606 13.7%	270,327 14.9%	321,482 17.7%	501,631 27.6%	463,266 25.5%

（２）産業構造の動向

県内振興山村における農業については、農家の高齢化と人口減少により耕作放棄地が増加している。主な農産物は、米で、地域特性を生かした野菜や果樹、畜産物等も生産されている。

林業においては、木材価格の低迷等による経営意欲の減退のため、林業就業者が減少するとともに高齢化が進行している。このため、特に人工林において間伐等の手入れが不足している。

県内振興山村は、自然環境や食などといった観光資源に恵まれ、観光客数が増加傾向にある地域も出ている。

産業別就業者数においては、本県及び県内振興山村の双方において第 1 次産業の就業者数が減少しているものの、振興山村においては 25.1 ٪が依然第 1 次産業に従事しており、県平均の約 2.4 倍の割合である。また、いずれも第 3 次産業の就業者数は増加傾向にある。

表－5 産業別就業者数の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

年度	振興山村				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H7年 (構成比)	40,168	11,596 28.9%	12,271 30.6%	16,292 40.6%	897,965	127,576 14.2%	228,691 25.5%	539,303 60.2%
H12年 (構成比)	36,769	9,401 25.6%	10,659 29.0%	16,691 45.4%	886,887	107,480 12.2%	218,013 24.8%	554,938 63.0%
H17年 (構成比)	33,826	8,571 25.4%	8,004 23.7%	17,223 51.0%	873,871	100,095 11.6%	193,175 22.4%	570,915 66.1%
H22年 (構成比)	30,540	7,614 25.1%	6,684 22.0%	16,062 52.9%	834,244	85,007 10.5%	171,899 21.2%	555,227 68.4%

（3）交通・通信の状況

振興山村においては、高齢者や年少者等の交通弱者にとって重要な、当該地域の生活交通基盤として公共交通機関の確保が困難となっている。

超高速ブロードバンドの基盤整備については、2010年以降、「光の道」構想に基づいて整備が進められたものの、振興山村におけるFTTH等固定系の利用可能世帯率は79.8%であり、県内全域における利用可能世帯率91.9%と比較して大きな差が見られる。

また、LTE等移動系の利用可能世帯率は、98.5%であり、県内全域における利用可能世帯率99.9%と比較して低い状況にある。

（4）財政の状況

本県の振興山村市町村の財政状況については、平成26年度の財政力指数（平成24年度から平成26年度の財政力指数の平均）の平均値は0.268である。さらに、市町村の全域が振興山村である全部山村市町村の平均値は0.149であり、地方税を始めとする自主財源が乏しく、財政基盤が脆弱であり、地方交付税などへの依存が高い状況にある。（平成27年4月1日現在の市町村における平均）

II 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和 40 年から昭和 55 年にかけて 43 地域が振興山村として指定されている。現在では 24 市町村が振興山村を有している。これらの振興山村においては、第一期山村振興対策から新法対策に至るまで、六期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、県土保全等の振興対策が実施されてきた。

これまでの山村振興対策の計画的な推進により、産業基盤、交通基盤の整備等に一定の成果を挙げてきている。

表一 7 新法（第六期山村振興）対策事業の計画・実績額（単位：百万円、%）

施策区分	計画額(A)	構成比	実績額(B)	進捗率 (B/A)
①交通施策	46,238	31.2%	13,580	29.4%
②情報通信施策	3,943	2.7%	4,735	120.1%
③産業基盤施策	27,221	18.4%	15,370	56.5%
④経営近代化施策	1,395	0.9%	406	29.1%
⑤文教施策	8,945	6.0%	5,719	63.9%
⑥社会・生活環境施策	20,773	14.0%	10,692	51.5%
⑦集落整備施策	123	0.1%	133	108.1%
⑧国土保全施策	15,047	10.2%	13,369	88.8%
⑨交流施策	2,300	1.6%	1,481	64.4%
⑩保全施策（再掲）	16,859	11.4%	4,655	27.6%
⑪担い手施策	300	0.2%	320	106.7%
⑫鳥獣施策	2,058	1.4%	1,095	53.2%
⑬その他施策	2,787	1.9%	3,326	119.3%
合計	147,988	100.0%	74,882	50.6%

・第六期山村振興計画樹立地域は 24 市町村。

・単位未満端数調整のため、各項目の合計額と合計欄の額は一致しない。

・実績額は平成 17 年度～平成 25 年度の合計。平成 26 年度分は未調査。

2 山村振興の現状と今後の課題

振興山村においては、地理的、地形的な条件が厳しいことから、依然として地方道の改良率、舗装率などの交通基盤の整備や上下水道、生活排水処理施設の整備など生活環境基盤整備が他の地域と比較して十分には行われていない状況である。

また、農林産物の価格の低迷や後継者不足等、山村地域を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。

本県の振興山村の人口は、昭和 50 年から平成 22 年までの 40 年間で 35.7%減少し、高齢化率も約 35%に達するなど、若年層を中心とする人口の流出とそれに伴う高齢化の進行が他地域に比べ進んでおり、山村集落の集落機能は低下し、生活の維持が困難な集落が多くなっている。

具体的には、商店・スーパー等の閉鎖による生活必需品の買物困難者の発生、路線バスの廃止などによる公共交通の利便性低下、医療提供体制の弱体化などの住民生活における問題のほか、働き口の減少や耕作放棄地の増大など産業基盤に係る問題を抱えており、このままでは地域社会が衰退するおそれがある。

一方、山村地域は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有しており、我が国の農林水産業の発展や県民生活及び県民経済の安定に寄与するなど、重要な役割を果たしているが、山村の活力の低下とともに、このような山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。多面的機能を有する山村の自立的な発展は都市住民を含めた県民全体に関わる重要な課題であり、引き続き対策が必要である。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、県土の保全、水源の涵養や自然環境の保全といった公益的機能を果たすとともに、地域に根ざした伝統文化の継承など、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は本県にとって重要な課題である。

しかしながら、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進行や若年層の流出など、山村を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきている。

今後の山村振興に当たっては、都市部との産業基盤や生活環境基盤等の格差是正という視点に加え、山村地域が有する多面にわたる機能、当面している課題等を考慮し、山村地域をみんなで支え合い、山村に暮らす住民が誇りを持って生活できるようにしていくという視点を持つ必要がある。

このような山村地域の維持を図るためには、地域における所得と雇用を確保することが不可欠であるが、山村の立地条件等により、他地域からの産業導入にはおのずから制約があるため、地域の基幹産業となっている林業及び農業が特徴ある生産物を生み出しているといった山村地域の特性を活かし、農林産物等の地域資源を活用した地域内発的な産業振興により、山村地域の所得と雇用の確保を図っていくことが必要となっている。

このような認識のもと、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の構築と山村における定住等の促進を目指し、産業基盤や生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等に配慮し、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

これらを達成するため、次の4つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施する。

2 基本目標

- 山村における産業基盤及び生活環境の整備
- 地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出
- 住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成
- 地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた定住の促進

3 分野別事項

① 交通施策に関する基本的事項

国道、県道、市町村道は地域開発、地域生活の基盤であり、山村振興を支える大きな柱の一つである。振興山村においては、地理的、地形的条件が厳しく、防災対策の必要がある箇所も多数存在しており、安全・安心な視点での道路整備について重点的な取組みが必要であるが、道路

改良率が依然として他地域と比較して低水準にあった。

そこで、振興山村内を連絡する道路について計画的に整備・維持管理するとともに、県内各地域の交流・連携を支援する「90分構想」の実現に向け、幹線道路を整備し、各地域における日常生活拠点間の連絡を強化する道路の整備を推進することにより、都市と山村との交流など、地域間連携による活性化を図る。

また、2車線整備にこだわることなく、1.5車線の道路整備を行いコスト縮減を図りつつ、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な道路整備を行い、整備効果の早期発現、地域ニーズへのきめ細かい対応を図る。

さらに、道路施設の適正な維持管理、補修により、その効果を継続させ、道路利用者の安全性や快適性を維持向上させる。

また、路線バスだけに限らず、コミュニティバスや福祉バス、デマンドタクシーや福祉・過疎有償運送等住民の期待に応え得る生活交通の仕組みとしてよりすぐれたサービスを効率よく提供するなど、地域の実情に即した効果的・効率的な生活交通サービスの確保を図る。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備など生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保への支援

② 情報通信施策に関する基本的事項

本県の振興山村では、情報通信基盤の整備が都市部と比べて遅れており地域間格差を生じているため、その解消が求められている。

今後は、住民の安心・安全な暮らしができる地域社会の形成を目指して、情報通信基盤の整備を進めるとともに、情報通信基盤を活用した産業振興、医療福祉、文化活動、交通弱者への移動手段確保など、生活の利便性向上に向けた取組みを促進する。

また、高度情報化社会に対応するための人材育成や次世代を担う子どもたちに対する情報教育などに取り組む。

主な施策

- ・ 超高速ブロードバンドに対応した情報通信基盤の整備
- ・ 基盤を活用した地域情報化の推進
- ・ 高度情報化社会に対応した人材育成

③ 産業基盤施策に関する基本的事項

農林家戸数の減少や後継者不足、農林業就業者の高齢化などによる農林業の活力低下により、山村が果たしている多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を踏まえ、山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、他産業の基盤整備と併せて、農林水産業の生産の場だけではなく、多面的機能の基盤となる農地、多面的機能を有する森林及び山村環境の基盤整備を進める。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、耕作放棄地の発生防止・活用対策
- ・ これまで整備されてきた農業基盤施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 計画的な森林整備の推進、林道等の整備による林業生産基盤整備及び森林病虫獣害対策や林野火災防止の推進等森林の保全管理

④ 経営近代化施策に関する基本的事項

振興山村は果樹や畜産等、地域特性を生かした農畜産物の生産が行われるなど、本県農業において重要な位置を占めている。しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足が進展するなか、傾斜地の農地は生産条件が悪く、経営規模や労働時間などの面で不利であるほか、都市部の消費地まで距離があるなどの課題がある。

このため、地形条件などに配慮した生産基盤の整備と併せ、担い手への農地集積を進め生産コストの低下を図るほか、高収益作物の導入や生産技術の支援、農業法人や参入企業などの多様な担い手の育成等を通じて農業生産活動の活性化を図る。

また、農林業における所得の確保と雇用の創出を目指して、本県産の優れた農林物を活用した付加価値の高い加工品づくりと、その流通・販売に取り組む6次産業化の動きを支援し、新たなビジネスの展開や新産業の創出を図る。

林業については、所有者が不明な森林や森林経営に無関心な所有者が多いことから森林の集約化が進まず安定した事業量の確保が困難となり、加えて、増加している木材需要に対し、生産する林業従事者の不足が懸念される。また、生産性の向上、コスト削減に不可欠な路網整備の遅れなどの課題がある。

このため、これら森林所有者に対して効果的な働きかけを行い、意欲ある担い手に森林経営を集約するとともに、コンテナ苗の生産支援や主伐と植栽の一括発注の普及啓発など施業の集約化や低コスト化を推進し、林業の所得増加を図る。このほか、充実してきた森林資源を最大限に活用し、林業・木材産業の振興を図るため、高性能林業機械の導入及び製材加工施設の更新・拡充や付加価値を高める高次加工化を推進するとともに、供給者と需要者の情報の共有化によるマーケットインの流通体制の整備を推進する。

また、公共建築物等これまで非木造が一般的であった建築物の木造化等による需要創出や木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。

主な施策

- ・ 農地中間管理機構制度等を活用した担い手への農地集積
- ・ 農林業の6次産業化の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・ 農林業における多様な担い手の確保・育成や農業参入企業への支援
- ・ 農業組織の法人化
- ・ 森林施業の集約化、低コスト化の推進
- ・ 所得確保につながる新たな作物の導入

⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林業における所得の確保と雇用の創出をめざして、本県産の優れた農林物を活用した付加価値の高い加工品づくりと、その流通・販売に取り組む6次産業化の動きを支援し、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興や新たなビジネスの展開を図る。

さらに、農林業や農山村の持つ多面的機能をさらに発揮し、「持続可能な農山村」「元気な農山村」を実現するため、「くまもと里モンプロジェクト」での活動の芽吹きを各種施策で横断的に支援し、成功事例を創出し地域活動の定着へ繋げる。

併せて、農林産物とともに、自然景観や歴史文化施設等を活用した観光振興を図る。

主な施策

- ・ 農林産物や加工品のブランド化（「くまもとの赤」、「たけモン くまモン うまかモンプロジェクト」）
- ・ 農林業の6次産業化の推進
- ・ 地場の農林産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 再生可能エネルギーの利用の推進
- ・ 地域資源の掘り起こしと磨き上げを行い、体験、交流、食、癒しなども盛り込んだ観光商品の造成と、テーマ性のある観光ルートの開発促進
- ・ 企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

⑥ 文教施策に関する基本的事項

振興山村の学校教育については、自然環境に恵まれている一方で地理的に他地域との交流が少ない、比較的小規模校が多いといった現状があり、地域の特性を踏まえながら、子どもたちの「確かな学力」と「豊か

な心」の育成を図る必要がある。

そのため、一人ひとりの個性等に応じたきめ細かな学習指導の充実を図るとともに、当該地域が有する豊かな地域資源の活用や他地域との交流による体験的な学習等の充実を図る。併せて、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離通学のための交通機関の確保や、ICTを活用した教育環境の充実、安全で快適な教育環境の整備・充実に努める。

また、地域の伝統文化を保存・伝承していくため、地域の伝統文化に対する子どもたちの理解を深めるとともに、地域住民の参加を得ながら技術や知識、伝統文化の伝承活動を支援し、各方面での活用を推進する。また、住民の文化活動への参加などを促進し、全ての人が生涯にわたって個性や能力を生かした主体的な学習活動ができる環境整備を図る。

さらに、少子高齢化が特に進行する中で、スポーツを通じた健康と生きがいづくり、地域社会づくりなどを推進する必要がある、子どもから高齢者まで住民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを図る。

主な施策

- ・ 教育環境の整備
- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的、文化的遺産の保存・継承
- ・ 生涯学習の推進
- ・ 地域のスポーツ活動の環境整備

⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項

振興山村では、水量が少ない小河川や地下水に水道を依存しており、安定的な水源を確保しにくい状況にある。安全で安心できる飲用水を確保するため、給水区域の拡張等、水道施設の整備を推進する。また、既存の水道事業についても、運営管理の適正化、経営の健全化を図るため、地区営水道の公営化や簡易水道事業の統合による広域化や維持管理等の委託による業務効率化を促進する。

生活排水処理施設については、都市部に比べて整備が遅れており、若年層の定着にもつながる快適な生活環境づくりや農業用水、地下水及び河川等公共用水域の水質保全の観点から、その整備促進が急務となっている。生活排水処理施設の整備に当たっては、「くまもと生活排水処理構想」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等、地域に適した、効率的、経済的な整備手法により、総合的、計画的に整備促進を図る。

ごみ処理施設については、家庭等から出るゴミやし尿を処理する施設については、小規模なうえ老朽化が進んでいるため、維持管理する市町村にとって施設改修等に係る費用負担が大きくなっており、広域的な処理が課

題となっている。ごみ処理施設の整備に当たっては、適正な処理体制を見定めつつ、他の市町村との連携等による広域的な取組みを推進し、国の交付金等を活用しながら、効率的かつ計画的な整備を進める。

し尿処理施設については、浄化槽や下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持を図るとともに、地域の実情や特性にあわせた経済的かつ効率的な手法による整備を進める。

振興山村等のへき地における医師不足の解消に向け、全県的な観点から、熊本大学との連携を強化し、地域に医師を派遣、確保するシステムづくりを進めるほか、医師修学資金貸与制度やドクターバンクによる就業あっせんなど、地域医療体制の整備に取り組む。

なお、消防本部（署所）から遠隔地や道路事情が悪い地域での重症度の高い患者には、防災消防ヘリ及びドクターヘリの2機を活用した救急搬送支援を行うなど地域救急医療体制の整備に取り組むとともに、複雑多様化する災害や高度化する救急業務対応のために、消防ポンプ自動車、高規格救急車等の導入・更新の支援、広域消防応援体制の構築を図る。

また、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの確実な提供に加え、母子保健サービスの充実など地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設、汚水処理施設等の整備
- ・ 地域に医師を確保するシステムづくり
- ・ へき地医療拠点の整備及び医師の確保
- ・ 医師修学資金貸与
- ・ 医師の無料職業紹介制度（ドクターバンク）
- ・ ドクターヘリの運航による患者搬送体制の充実
- ・ 消防用設備の整備充実の促進
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを産み育てられる環境づくりの促進

⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項

振興山村においては、核家族化の進展や子の親に対する扶養意識の変化に伴う高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の増加、さらには介護する家族の高齢化等により、自分自身や配偶者等が病気になった場合などの緊急時の対応などが高齢期の大きな不安要因となっている。

高齢化が全国平均に先行して進行する中、医療や介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防・生活支援サービスの推進や認知症施策の充実、医療と介護をはじめとした地域の多職種連携体制の構築、多様なサービス基盤等の整備、介護人材の確保対策等に取り組む。

また、高齢者が「長寿を楽しむ」ことができるよう、バリアフリー化され、安心できる見守りサービスの付いた高齢者向け住宅の供給を促進し、「住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられる環境づくり」を推進する。

主な施策

- ・ 高齢者による地域・社会貢献活動の推進
- ・ 介護予防・生活支援サービスの推進
- ・ 認知症に関する地域支援体制の整備
- ・ 在宅医療・介護等の多職種連携体制の構築
- ・ 中山間地域等における在宅サービス提供体制の構築支援
- ・ 人材確保やサービスの質の向上に向けた研修等の充実

⑨ 集落整備施策に関する基本的事項

人口減少による集落の小規模化、地域住民の高齢化により地域の活力が低下し、生活の維持が困難な集落が増加する中、山村が有する、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を踏まえ、集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する施策、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作り、外部人材の活用や多様な主体による地域づくりの取組みについての支援を行う。

また、山村集落における定住対策を推進するため、地域の実情に応じた定住向けの公共賃貸住宅の整備を促進する。また、市町村主体による空き家等を活用した施設整備等の取組み等を支援する。

主な施策

- ・ 小さな拠点づくりによる日常生活機能等の確保と地域内ネットワークの強化
- ・ 地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作り、外部人材の活用や多様な主体による地域づくりの取組みを通じた集落機能の維持活性化

⑩ 国土保全施策に関する基本的事項

振興山村は地形的に急峻であり、地質的にも特殊土壌地帯が広く分布しており、近年は局地的な短時間の集中豪雨による土石流の発生や山地崩壊などの災害が増えている。加えて、森林の荒廃等により災害発生のリスクが増大している。

土砂災害を未然に防ぎ、安全安心な地域社会を構築する観点から、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の整備を推進する。

また、土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害関連情報の提供の他、

地域の自主防災組織の活動を支援することにより、早めの避難（予防的避難）を推進するなどのソフト対策を進め、地域住民の生命・財産を守る。

特に、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間を集中取組期間として、土砂災害特別警戒区域にある住宅の安全な場所への移転を支援する。併せて、治水安全度を高めるため、計画的に河川改修に取り組むとともに、緊急時の避難に向けた的確な防災情報の提供など、ソフト対策も進める。

さらに、土砂崩壊等の山地災害を未然に防ぎ、防災機能の高い健全な森林を育てる観点から、山地災害危険地区等の森林については、積極的に保安林に指定し、適正な管理に努める。また、林地荒廃のおそれのある箇所については、適切な森林整備と併せて治山施設を効果的に整備し、森林の有する公益的機能を最大限に発揮させる。

事業推進に当たっては、詳細な調査を実施しながら危険度及び事業効果の高い箇所から施設の整備を図る。その一方で、関係市町村と連携を図り、山地災害危険地区等に係るインターネット等を活用した情報提供やハザードマップの作成等の推進を図る。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、治水、砂防、海岸保全施設整備等の推進、また、ダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保
- ・ 地域防災リーダーの養成などによる自主防災組織活動の支援

⑪ 交流施策に関する基本的事項

山村と都市との交流は、地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域産品の需要増大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。また、将来的に UJ ターンにつながることも期待される。

このため、山村への移住・定住の促進に向け、遊休施設を活用するなど交流施設の整備を促進するとともに、山村の交流情報の収集・提供、体験指導者、地域をコーディネートする人材等の育成、地域内連携による受入態勢整備等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図る。

主な施策

- ・ グリーン・ツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全

- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進

⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

森林が持つ水源涵養や、山地災害防止等森林の有する様々な公益的機能を維持増進していくためには、適正な間伐等の森林整備が不可欠であるが、木材価格の下落や後継者の不在等により、森林所有者の経営意欲が失われ、伐採後の植栽や間伐等の手入れが十分に行われない森林の顕在化が指摘されている。

それらの課題への対応として、県では、すべての県民の財産である森林を守り育て、健全な森林を次の世代に引き継ぐことを目的とし、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入して、森林の公益的機能の維持増進を図る様々な事業を実施している。

また、農用地についても、食料供給や雇用創出の機能はもとより、国土保全や水源涵養、災害防止、良好な自然環境・景観の形成など様々な機能を有しており、山村振興の中で大きな役割を担っている。

この農用地の機能を今後も維持・発揮するために、山村の厳しい地理的・地形的条件や地域のニーズを踏まえたきめ細かい農業生産基盤の整備を推進する。

主な施策

- ・ 計画的な森林整備、又はこれらの施業に必要な路網整備の推進
- ・ 管理の見込みのない森林の針広混交林等への誘導による公益的機能の増進
- ・ 森林経営に無関心な所有者等への対策やシカ被害対策による森林整備の促進
- ・ 小規模な農地整備や、農業水利施設の維持保全、農村生活環境の整備など山村の現状や地域のニーズをふまえたきめ細かい農業生産基盤整備の推進

⑬ 担い手施策に関する基本的事項

本県の農業従事者数は全国でも上位にあるものの、年々減少傾向であり、更に高齢化も進展し、本県の農業生産構造の脆弱化が進行している。農業と同じく山村地域の基幹産業である林業も同様であり、より一層担い手の確保・育成を行う必要がある。

近年の傾向としてUIJターンや他産業からの新規参入が増加するなど就業ルートの変化も見られるため、研修・教育などのきめ細やかな就業支援に取り組み、安定した所得を確保し定着できるよう支援を行う。

また、企業参入についても新たな担い手確保対策の一環として位置づけ、相談から定着までの総合的な支援を行う。

さらに、山村における産業の発展や地域社会の活性化には、女性の活躍が不可欠であることから、女性が就業しやすい環境づくりや、女性の

能力を発揮した活動の支援等を推進する。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 農業参入企業への総合的な支援
- ・ 森林経営に意欲的な林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 女性の能力を発揮した活動の支援、高齢者、障がい者の活動の場の確保

⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

本県の野生鳥獣による農作物被害は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、地域によっては被害が深刻化・広域化している。特に振興山村においては、ニホンジカやイノシシによる農林業被害が深刻な問題となっており、農業活動への意欲減退等の一因となっている。

このため、被害の著しい地域や条件不利地域に対する広域捕獲対策や鳥獣対策指導者の育成、地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施する集落の支援を通して担い手の育成、確保とその技術普及を図り活力ある農山村の再生を促進する。

また、農林業被害が深刻なニホンジカ、イノシシについては、「第2種特定鳥獣管理計画」に基づき、適切な生息密度にすることを目標に有害鳥獣捕獲を行うとともに、サルについては、「熊本県における野生サル対策方針」に基づき、また、その他の鳥獣については、被害に応じ、適正な有害鳥獣捕獲を実施する。

主な施策

- ・ 生息環境の管理や被害防除、保護管理計画に基づく個体数調整
- ・ 捕獲従事者や技術指導者の育成
- ・ ジビエ利活用促進

⑮ その他施策

少子高齢化や人口減少により、地域の生活行事、民俗芸能、伝統芸能等の継承が困難な状況となっており、地域のコミュニティの希薄化が懸念されている。

地域の持つ歴史や文化、伝統を認識し、継承していくことにより地域のコミュニティを維持、再生していく必要がある。

そのために、後継者の育成等、地域の伝統芸能や伝承文化の保存対策を充実する。

また、地域間が連携補完し合いながら県全体として総合的な機能が発揮されるよう、県民、NPO、企業、行政等の多様な担い手の協働による地域住民活動を推進できるネットワークづくり、人材育成等の支援を

行う。

主な施策

- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である「幸せ実感くまもと4カ年戦略（平成24年6月）」を策定し、“活力を創る”、“アジアとつながる”、“安心を実現する”、“百年の礎を築く”の4つの取組みの方向性に沿って各種施策の推進に取り組むとともに、平成27年10月には「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「熊本の発展を支える産業と、魅力ある雇用を創出する」、「熊本への人の流れを創るとともに、人材の流出を抑制する」、「県民の結婚・出産・子育ての希望を実現する」、「県民が誇りを持ち安心して暮らし続ける地域を創る」の4つを基本目標として取り組むこととしている。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域にも指定されているため、熊本県過疎地域自立促進方針（平成28年1月策定）が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。

なお、天草地域における振興山村については、半島振興法に基づく半島振興計画（宇土天草地域半島振興計画）の趣旨を踏まえながら、山村振興対策事業を行うものとする。

